

一般社団法人宮崎県建築士会CPD登録事務取扱要領

令和2年8月28日制定

令和3年9月1日改正

令和4年4月1日改正

令和6年4月1日改正

(一社)宮崎県建築士会

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人日本建築士会連合会継続的な能力の開発の促進に関する規則(建築士会CPD規則)第2条に定める建築士会CPD制度(以下「建築士会CPD制度」という。)に係る事務の円滑な執行を図るため、一般社団法人宮崎県建築士会(以下「本会」という。)が行う建築士会CPD制度の登録(以下「CPD登録」という。)に係る事務処理について取扱いを定めるものとする。

(登録)

第2条 CPD登録を希望する者は、建築士会CPD制度参加登録申込書(別記様式第1号。以下「登録申込書」という。)に必要事項を記載のうえ、別表に定める初期登録費を添えて、本会に提出するものとする。

2 前項の提出期間は通年とする。

3 第1項によりCPD制度に登録された者(以下「CPD登録者」という。)が、CPDカードの発行を希望するときは、登録申込書に別表に定めるCPDカード発行費を添えて、本会に提出するものとする。

4 前項の規定により発行を受けたCPDカードを紛失・汚損等したときは、改めて前項の手続きをすることによりCPDカードの再発行を受けることができる。

(管理費)

第3条 CPD登録者は、別表に定めるデータ管理費を、毎年度、本会に納付しなければならない。

2 前項の納付方法については別に定める。

(証明書の発行)

第4条 CPD登録者が、建築士会CPD制度の認定を受けた講習等を受講して取得したCPD単位について証明を必要とするときは、建築士会継続能力開発(CPD)実績証明申請書(別記様式第2号)に必要事項を記載のうえ、別表に定める証明手数料を添えて、本会に提出するものとする。

2 前項において前条のデータ管理費を納付していない年度があるときは、データ管理費を完納した場合に限り実績証明書の発行を受けることができる。

(登録の取消)

第5条 CPD登録者が第2条の登録の解除を希望する場合には、建築士会CPD制度登録解除届(別記様式第3号)を本会に提出するものとする。

- 2 前項の届が提出されたときに、第3条のデータ管理費を納付していない年度がある場合、未納のデータ管理費の納付は求めないものとするが、当該年度に取得したCPD単位については無効とする。
- 3 前2項に関わらず、データ管理費を納付していない年度が3年以上継続しているCPD登録者が納付に係る催促に応じない、又は当該CPD登録者と連絡が取れない場合には、3年目となる年度末に、本会において建築士会CPD制度の登録を無効とすることができる。

(再登録)

第6条 前条第1項の規定により登録を解除された、又は前条第3項の規定により登録を無効とされた者が、再びCPD登録を希望する場合は、第2条第1項の規定による。

- 2 前項の規定により再登録した者が、過去に取得していたCPD単位は全て無効とする。

(準用)

第7条 この要領に定めのない事項については、建築士会CPD規則を準用する。

(その他)

第8条 その他、建築士会CPD規則を準用することができない事項については、本会会長が定める。

附則

この要領は、令和2年9月1日より施行する。

この要領は、令和3年9月1日より施行する。

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

この要領は、令和6年4月1日より施行する。

別表 (すべて消費税込みの金額)

	会 員	非会員
初期登録費	無 料	2,750円
CPDカード発行費	770円	1,650円
データ管理費	550円/年	2,750円/年
証明手数料	1,100円/件	2,200円/件